

建築基準法の適用除外の環境整備に向けた進捗報告

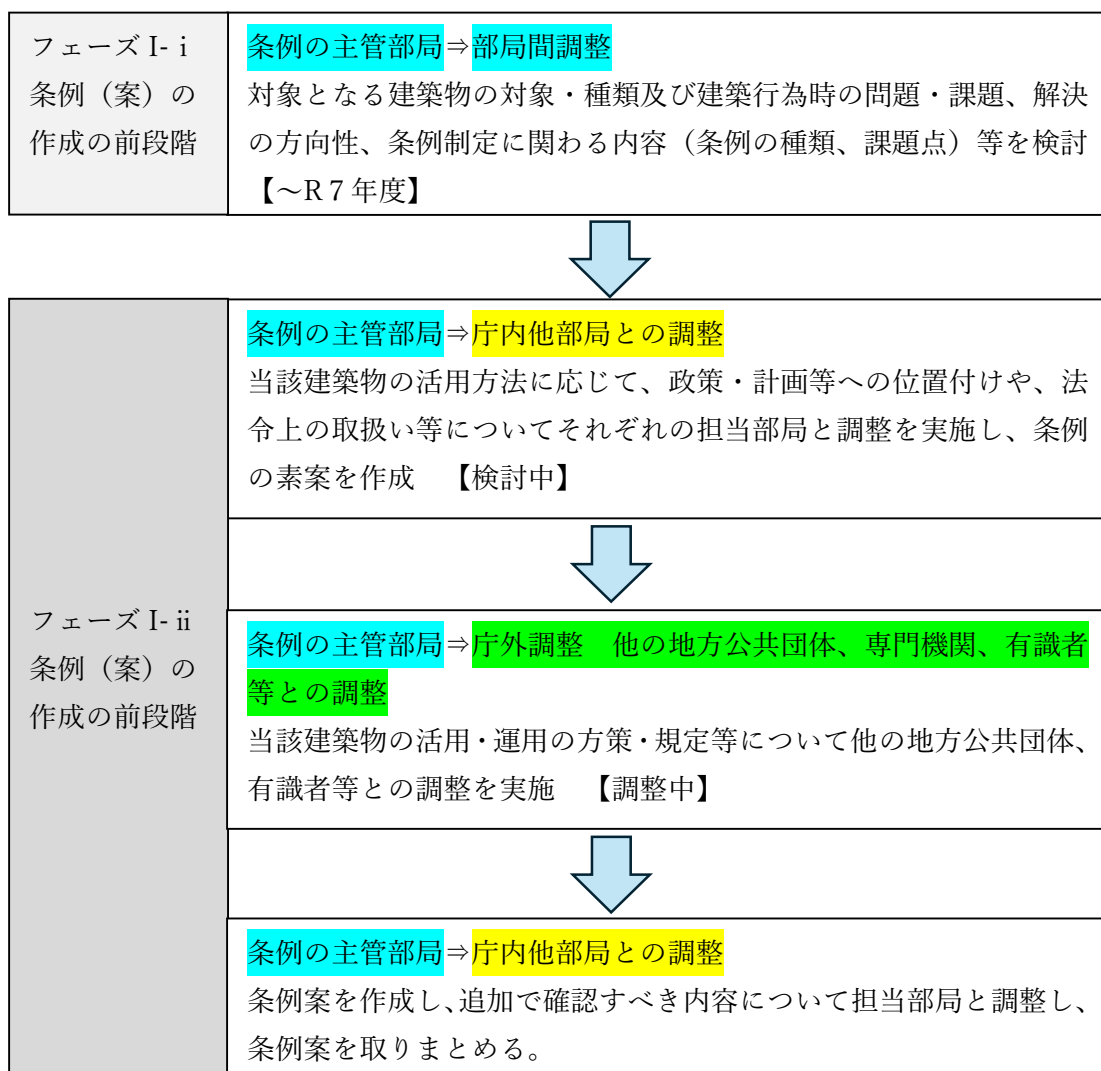
令和 8 年 8 月 27 日

長野市都市整備部まちづくり課

● 進捗報告

- ・建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号に基づく地域の定める条例（以下：「その他条例」）の主管部局である都市整備部まちづくり課が、庁内他部局との調整を行っています。
- ・その他条例で審査に関係する観光文化部文化財課・建設部建築指導課・消防局予防課と審査フロー等についての協議を行っています。（令和 6 年度から）
- ・公益社団法人長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会（以下：「外部機関」）とその他条例における代替措置の審査方法について協議しています。（令和 7 年度から）
- ・今後、これまでの検討で課題となった事項の整理をした上で、庁内他部局や外部機関との協議を経て、条例素案及びガイドライン等の作成を行います。

● 条例の段階におけるプロセス



● 長野市版その他条例の審査フローについて

ステップ1 保存建築物登録

- ・建築物の所有者（以下：「所有者等」）が保存活用計画を添付し登録申請を行う。
[まちづくり課受付]
- ・まちづくり課が代替措置に係る技術的検討を含む保存活用計画について、庁内他部局と協議しながら審査を行う。
- ・代替措置が必要となる部分の技術的な安全性等について外部機関が審査する。

ステップ2 適用除外指定

- ・所有者等が建築基準法の適用除外指定の申請書を行う。[建築指導課受付]
- ・建築審査会の同意

ステップ3 現状変更許可

- ・所有者等が保存活用計画及び適用除外指定に基づく現状変更許可の申請を行う。
[まちづくり課受付]
- ・まちづくり課は変更許可に当たって、保存活用計画に基づく安全性の担保等について確認する。なお、保存活用計画の変更等を伴う場合は、必要に応じて関係部局等と改めて協議を行う。
- ・消防局はまちづくり課と連携し、必要に応じて消防検査を実施する。

● イメージ図

